

事業実施計画

(新規事業は※印)

第1 地域福祉の推進及び福祉文化の形成

実施事業	事業概要	期待される効果(目標)
1 THANKS(サンクス)運動の展開		
(1) THANKS(サンクス)運動の推進		
① 運動の推進体制の強化		
ア. 運動の推進体制の強化	THANKS(サンクス)運動推進会議及び幹事会を開催し、各推進団体との連携のもと新たな運動方針等に基づいて、更なる運動推進体制の強化を図る。 また、「制度の狭間」や「複合的な課題」への支援策を充実強化し、社会的孤立の解消・防止につなげる。	各関係機関・団体の連携強化が図られ、県民運動の取り組みの推進、運動の広がりが期待できる。 地域生活課題への取り組みを通して、社会的孤立の解消・防止が図られる。
イ. 協賛団体等の加入促進	県内各企業や団体等に対して本運動の協賛団体等としての加入を呼びかけ、運動への寄付や周知・広報啓発活動、協賛団体等有する機能を活かした運動への協力を呼びかける。 協賛団体等を対象とした報告会を開催し、運動の輪の拡大を図る。	多くの企業・団体や県民の参画を得た運動の推進体制の強化が図られる。
② 県民への広報・啓発活動の推進		
ア. 県民への広報・啓発活動の強化	県民福祉講演会を開催するほか、沖縄県社会福祉大会や各種研修会等で、THANKS(サンクス)運動の周知を図るとともに、社会的孤立対策モデル事業報告書の配布をとおして、普及啓発を図る。 また、本会ホームページや広報誌等において、各地域での先駆的取り組み等の情報発信を行い、県民の運動への理解と参加促進を図る。	運動に関する多様な取り組み内容等を広報することで、運動への県民の理解及び参加促進につながる。
③ 全市町村への運動の普及促進		
ア. 全市町村への運動の普及・啓発	市町村社協職員等を対象とした「THANKS(サンクス)運動推進セミナー」を開催し、運動の3つの柱(①住民主体の支え合い活動・住民相互の取り組み、②地域における課題に対して関係機関が連携して対応する取り組み、③コミュニティソーシャルワークを担う人材の配置)の推進を図るとともに、全市町村への運動の普及啓発を図る。 「市町村におけるTHANKS(サンクス)運動の推進に向けた訪問支援」を実施し、市町村社協での更なる取り組みの充実に向けた支援を行うとともに、運動に関する市町村社協事業計画への位置づけの働きかけを行う。 社会的孤立対策モデル事業のこれまでの成果等を取りまとめた報告書を作成し、各種会議、研修会等で普及啓発を図る。	各種事業・研修・訪問支援において運動の普及促進を行うことで、市町村の特性に応じた、社会的孤立の解消・防止に向けた相談支援体制の構築が図られる。
イ. 地区圏域における運動推進の支援	各地区社連に対しての「THANKS(サンクス)運動推進助成事業」や各地区社連主催の会議にて情報提供を行い、市町村単位で解決できない課題や、地区圏域内の先駆的な取り組み等の事例共有等の取り組み等についての助言・支援を行う。	各地区圏域内の社会的孤立の解消・防止に向けた取り組みの強化が図られる。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
ウ. 担い手を養成する指導者の育成	地域において小地域福祉活動を進める担い手を養成する指導者の育成に向けて、各種研修を開催するとともに各推進団体と連携した人材養成に取り組む。 【コミュニティソーシャルワーカー等の養成研修の実施】 ・コミュニティソーシャルワーク研究会 ・包括的な支援体制づくり推進セミナー ・コミュニティソーシャルワーク研修 ・THANKS（サンクス）運動推進セミナー ・相談対応職員研修会 【その他運動の推進を担う人材の育成】 ・ボランティア学習・福祉教育セミナー ・沖縄県地域包括・在宅介護支援センター協議会研修会 ・在宅福祉サービス研修会 ・地域における公益的な取り組み実践セミナー ・生活困窮者自立支援事業相談員等連絡会 ・生活困窮者自立支援研究協議会	住民の生活課題解決を図る地域の担い手を養成する指導者の資質向上が図られる。
（２）市町村社協の活動強化に向けた支援		
① コミュニティソーシャルワークの推進		
ア. コミュニティソーシャルワーク実践の推進	「コミュニティソーシャルワーク研究会」を開催し、社協内の部門間連携による総合相談・生活支援機能の強化に向けた検討を行い、コミュニティソーシャルワーク実践の推進に努める。 県と連携した「重層的支援体制構築に向けた後方支援事業（ゆいまー事業）」等の実施により、各種会議・研修、市町村への訪問支援等を展開し、重層的支援体制整備事業における包括的な相談支援体制づくりの後方支援に取り組む。 ・コミュニティソーシャルワーク研究会 ・コミュニティソーシャルワーク研修 ・包括的な支援体制づくり検討会 ・包括的な支援体制づくり推進セミナー ・市町村社協・行政への訪問支援 ・社協コミュニティソーシャルワーカー配置実態調査及び要請活動	「コミュニティソーシャルワーク研究会」で、社協の総合相談・生活支援体制の強化（部門間連携）のあり方を検討することにより、社協のコミュニティソーシャルワーク機能の強化に繋げることができる。 「包括的な支援体制づくり推進セミナー」等の研修や市町村社協への巡回訪問を通して、コミュニティソーシャルワーク実践の普及促進に繋げることができる。 市町村社協や行政等を対象にした「包括的な支援体制づくり検討会」の開催や市町村への訪問支援を通して、重層的支援体制整備事業等の活用促進や包括的な支援体制づくりの推進に繋げることができる。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
② 住民が主体的に課題を把握し解決を試みる体制づくり（小地域福祉活動等）の推進		
ア. 小地域福祉活動の推進	「市町村社協実態調査」や「コミュニティソーシャルワーク研究会」の開催を通し、社会的孤立対策モデル事業の成果や先進事例の整理を行い、住民相互の活動推進に向けた研究を行う。 また、本会主催の会議・研修や地区社連への「THANKS（サンクス）運動推進助成事業」を通して、先進事例の情報提供や助言を行うとともに、「THANKS（サンクス）運動推進訪問支援」や地区社連各会議への職員派遣を通し、小地域福祉活動（見守り・居場所・生活支援等）の普及促進を図る。 ・コミュニティソーシャルワーク研究会（再掲） ・包括的な支援体制づくり推進セミナー（再掲） ・市町村社協への訪問支援等 県から「子どもの居場所ネットワーク事業」を受託し、市町村域のネットワーク構築に向けた支援策を検討するとともに、市町村連絡会等へ担当職員を派遣し連絡会の立ち上げや運営に係る助言、情報提供を行う。 また、「企業連携報告会」を開催し、企業と連携した居場所に対する支援物資の円滑な受入れ調整等を進める。	市町村社協の実態調査や研究会の検討結果等を整理し、会議・研修や訪問支援にて、先進事例等を市町村社協へ提供することで、住民主体の支え活動の推進につなげることができる。 市町村域の子どもの居場所ネットワーク構築や企業と連携した支援物資の円滑な受入れ調整等を通して、居場所活動の充実と地域で子ども達を支援する体制づくりが図られる。
③ 地域福祉活動計画策定（見直し）の推進		
ア. 地域福祉活動計画策定・評価・見直しへの支援	県と連携し、市町村行政・社協を対象に「市町村地域福祉（活動）計画推進研究協議会」を開催し、地域福祉計画策定ガイドラインを踏まえた計画内容の充実及び未策定の小規模町村の計画策定促進に努める。 また、小規模町村の行政・社協への巡回訪問を通し、行政と社協の協働による地域福祉（活動）計画策定の意義を改めて働きかける。 さらに、本会職員による市町村計画の策定委員会への参画を含め、地域福祉（活動）計画の策定・改定の促進を図る。	研究協議会の開催や訪問支援等を行うことにより、計画策定の意義と策定ノウハウの共有化が図られ、計画の策定促進並びに計画内容の充実強化につなげることができる。
④ 市町村社協の経営基盤強化に向けた支援		
ア. 市町村社協からの相談対応や巡回訪問等による支援の実施	市町村社協の経営相談事業として、庶務・会計、労務管理等の課題に対して、専門家等を活用した個別支援の強化を図る。 地区社連の会議等への職員派遣や市町村社協への巡回訪問を行い、社協の経営課題等に対し必要な助言・情報提供を行う。	個別相談による助言や情報提供を通じて、円滑な課題解決と経営組織の強化が図られる。
イ. 市町村社協の経営基盤強化に向けた会議等の実施	「市町村社協会長・事務局長研究協議会」「市町村社協常務理事・事務局長会議」を開催し、市町村社協を取り巻く諸課題等についての情報提供及び研究協議を行い、市町村社協の基盤強化に努める。 地区社連局長部会等へ職員を派遣し、「市町村社協財政見込み等アンケート」結果や、「市町村社協経営等検討会報告書」を活用した情報提供を通して、各社協の経営基盤強化に向けた取り組み推進に努める。	各種会議を通し、市町村社協を取り巻く諸課題への対応や、社協の法人ミッションの意識共有や経営基盤の強化と地域福祉活動の推進につなげることができる。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
ウ. 市町村社協の現況等の発行	市町村社協の「実態調査」や「財政見込み等アンケート」等を実施し、「市町村社協の現況」を取りまとめるとともに、市町村社協の経営及び実施事業状況等の把握と情報提供を図る。	市町村社協の実施事業や法人運営の実態を把握・整理することにより、各社協の事業運営等の参考資料として活用することができる。また、本会が市町村社協への支援の基礎資料として活用することができる。
エ. 市町村社協職員の資質向上に向けた支援	市町村社協職員等を対象にした各種研修会を開催し、市町村域でTHANKS（サンクス）運動推進の中核を担う市町村社協職員の資質向上を図る。 ・THANKS（サンクス）運動推進セミナー ・包括的な支援体制づくり推進セミナー ・地域福祉（活動）計画研究協議会 ・公益的な取り組み実践セミナー ・在宅福祉サービス研修会	THANKS（サンクス）運動推進を軸にした市町村社協職員の資質向上の機会を設けることにより、社協に求められる役割（連携協働の場づくり）を踏まえた事業活動の推進につなげることができる。
（３）ボランティア・NPO活動の推進及びボランティアコーディネート機能の強化		
① 市町村社協ボランティアセンターの実態把握と運営支援		
ア. ボランティアセンターの運営及び機能強化に向けた支援	「市町村社協ボランティアセンター関係調査」を通して、市町村社協ボランティアセンターの職員体制や機能を把握する。 市町村社協におけるTHANKS（サンクス）運動の推進に向けた訪問支援を通して、個別的な相談対応や必要な助言支援を行い、市町村社協ボランティアセンターの設置促進及び機能強化へ向けた支援を図る。 また、「サンクス運動推進セミナー」等の開催や地区社連ボランティア部会への職員派遣による情報提供を通じ、ボランティア担当者の資質向上を図る。	市町村社協ボランティアセンターの設置促進及び運営・機能強化が図られる。 また、ボランティア担当者の資質向上が図られることで、ボランティア活動が推進される。
② ボランティア・NPO活動への推進支援		
ア. ボランティア・NPOとの連携・協働の推進と情報発信	「ボランティア・NPO把握調査」を実施し、ホームページ等での周知を通して、県民のボランティア活動への参加促進を図る。 メールマガジンやホームページ等において、ボランティア募集情報、ボランティア・NPOのイベントや助成金等の情報発信を行う。また、SNSを活用について検討する。 会議スペース等の貸し出しを通じて、県域での拠点機能を活かしたボランティア・NPOへの支援を行う。 「おきなわ市民活動支援会議」へ参画し、県内の中間支援組織間での情報交換や協議を通して、連携・協働した市民活動支援を行う。	県民に対する県内のボランティア・NPO活動への参加促進が図られるとともに、活動の活性化を図ることができる。
イ. 県ボランティア・市民活動支援センターの機能強化	県ボランティア・市民活動支援センター運営委員会において、「社協と企業等との連携による地域生活課題の解決に向けた取り組み方策」等の研究・協議を通して、センター事業の活性化につなげる。	県センターの事業運営に関する意見を踏まえて、効果的な事業推進に繋げることができる。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
③ 社協と企業等の社会貢献活動との連携・協働の推進		
※ ア. 社協と企業等の社会貢献活動の連携強化及び普及促進	前年度に実施した「地域生活課題の解決に向けた社協と企業等との連携状況調査」の結果を踏まえ、市町村社協等へヒアリング調査を実施する。 また、全国的な動向や先駆的な事例等を収集するとともに、企業等と連携・協働して取り組む社会貢献活動の推進策の検討を進める。	市町村社協と企業等との連携による社会貢献活動を推進させることで、地域生活課題の解決が期待できる。
④ ボランティアコーディネーターの支援及び育成		
ア. ボランティアコーディネーターへの支援	ボランティアコーディネーター力3級検定合格者や市町村社協ボランティア担当職員等対象に「ボランティアコーディネーター連絡会」を開催し、ボランティアコーディネーターのネットワーク化と相互の活動内容の共有を図る。	ボランティアコーディネーターの資質向上が図られ、市町村社協と連携したボランティア受け入れ体制の強化や、ボランティア活動の推進が図られる。
(4) 福祉教育・ボランティア学習の推進		
① 地域・学校における福祉教育・ボランティア学習の推進と支援		
ア. 関係機関・団体との連携・協働によるボランティア学習・福祉教育への支援	「全国福祉教育推進員研修」へ派遣した県内の福祉教育関係者等を中心に、福祉教育プログラムの検討を進め、市町村社協等に対して普及推進に努める。 また、市町村社協や地域の福祉教育関係者等を対象とした「福祉教育推進セミナー」を開催し、地域の関係機関・団体との協同実践による福祉教育の推進を図る。 さらに、市町村社協へ福祉教育の実施状況や好事例等の調査を実施するとともに、地区社連会議での情報提供やホームページでの紹介等を通して、市町村段階における福祉教育の充実強化につなげる。	市町村社協等への福祉教育プログラムの普及を通して、県域における福祉教育の推進が図られる。 また、セミナーの開催等を通じて、市町村社協と地域の福祉教育関係者等との協同実践による取り組みの普及促進等が期待できる。
(5) 社会福祉法人等による地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進		
① 地域ニーズに対応した柔軟かつ効果的な公益的な取り組みの推進		
ア. 地域における公益的な取り組みの促進・強化	「小規模法人ネットワーク化事業（ちゅいしい事業）」を実施し、「沖縄県内社会福祉法人等連携による協働事業検討会」や実践セミナー、相談対応職員研修会等を開催し、地域の課題に対応した公益的な取り組みを支援する。 また、各法人・施設における相談窓口を設置する共通の「のぼり」等の活用を促進し、地域住民の身近な暮らしの相談窓口としての取り組みを強化する。 地域における公益的な取り組み実施状況を把握するための調査を実施するとともに、対応事例の収集等を行い、広報啓発を図る。	地域住民の福祉・生活課題の対応強化や、社会福祉法人等の協働実践による支援体制の整備、県内社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの強化が図られる。 公益的な取り組み実施状況調査により得られた情報を広く共有することにより、未実施法人・施設への実施に向けた支援強化を図ることができると期待される。 各法人・施設での相談対応強化と各法人・施設の専門性を活かした相談支援体制の整備が図られる。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
② 市町村域における社会福祉法人等連絡会の設置促進と活動支援		
ア．社協と社会福祉法人等との連絡会（法人間連携プラットフォーム）の組織化支援	「小規模法人ネットワーク化事業（ちゅいしいじい事業）」で、3社協（那覇市、西原町、今帰仁村）をモデル指定し、社会福祉法人等のネットワーク形成と地域の関係者が連携して課題解決を図る体制づくりを進める。 モデル社協の成果等を各種研修会で周知するとともに、市町村社協や各法人・施設への訪問支援等を通して、市町村域の組織化に向けた助言・情報提供を行い、法人間連携による地域の生活福祉課題の解決に向けた取り組みを推進する。 「小規模法人ネットワーク化事業（ちゅいしいじい事業）」が最終年度を迎えることから、これまでの成果や方策等をまとめた報告書の作成を行う。	協働の中核を担う市町村社協と各社会福祉法人等との連携強化により、地域の様々な福祉・生活課題に対応することができる。 モデル社協の成果普及や報告書等を活用・市町村社協等への訪問支援を実施することで、市町村段階の連絡会の組織化と法人間連携による地域の生活福祉課題の解決が図られる。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
2 民生委員・児童委員活動の強化・支援		
（１）民生委員・児童委員活動の強化・支援		
① 県民児協の運営基盤強化と広報・啓発活動の支援		
ア．県民児協の安定的な組織運営の支援	・市町村民児協、単位民児協それぞれの「地域版 活動強化方策」の策定が円滑に進むよう、県民児協と連携し、定例会や研修会等を通して支援する。 ・民生委員・児童委員を会員とし、互助事業と共励事業を実施する。 （互助）会員の死亡、傷病、災害にかかる弔慰金または見舞金の支給 （共励）必要な資料の作成配布、調査・研究、研修の実施。 ・12月は民生委員・児童委員の一斉改選が行われることから、充足率向上に向けた広報の強化や、各市町村行政に対する各種要望活動を支援する。 ・民生委員・児童委員の過重負担の軽減策や支える仕組みづくりについて、市町村社協及び市町村民児協と各種会議を通じて検討協議を行い、なり手確保の推進を図る。併せてかりゆし長寿大学校卒業生等への呼びかけを行う。 ・県民児協と連携し、県民児協の課題別部会や市町村民児協、単位民児協で協議を行い、THANKS（サンクス）運動の推進を図る。 ・県民児協と連携し、市町村民児協担当者会議等を開催し、市町村民児協の運営支援、民生委員・児童委員の活動支援を図る。	・市町村・単位民児協の「地域版活動強化方策」の策定支援を行うことで、地域の実情や課題の共有化が図られ、民生委員・児童委員の活動や民児協活動の活動方針・目標が明確になり活動強化につながる。 ・互助共励事業を実施し、民生委員の相互扶助と資質の向上を図ることができる。 ・民生委員・児童委員によるTHANKS（サンクス）運動の推進を図ることにより、地域における住民主体の支え合い活動・住民相互の取り組みが促進され、社会的孤立の防止・解消が図られる。 ・市町村民児協担当者等の更なる資質向上及び民生委員・児童委員活動の活性化につながる。
イ．広報・啓発活動の推進	・12月には民生委員・児童委員の一斉改選が行われることから、充足率が向上した市町村社協及び民児協での取り組み事例を、県や市町村行政に対して周知し、なり手確保に向けた働きかけを行う。 - また、本会のホームページや広報誌及びマスメディア等を活用し、地域住民の「身近な相談相手」、行政や関係機関への「つなぎ役」として民生委員・児童委員の役割を掲載するなど県民等へ広く啓発活動を行い、理解促進を図る。 ・県民児協と連携し、各市町村民児協が行う啓発広報や懇談会等の取り組みに対し、情報交換や情報発信力の向上が図られるように、民生委員・児童委員広報研修会を開催する。	一般県民へ民生委員・児童委員の活動内容や現状が周知されることで、住民からの協力が得られることが期待されるとともに、なり手確保につながる。
※ ウ．県民生委員児童委員大会の開催	・県下の民生委員・児童委員と関係者が一堂に会し、「第31回沖縄県民生委員児童委員大会」を開催し、民生委員・児童委員の意識向上を図るとともに、県民に対し民生委員児童委員活動について広報・啓発を図る。 - 期日：令和5年2月16日（木）予定 - 場所：沖縄コンベンションセンター - 内容：各種表彰、記念講演、大会宣言など	県内の民生委員・児童委員が日頃の活動に対する意欲をさらに高める場となることが期待される。 また、本大会について広く周知を図ることで一般県民の民生委員・児童委員に対する理解・関心の高まりが期待される。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
② 資質向上のための各種研修会等の開催		
ア. 会長研修会、階層別研修会、主任児童委員研修会等の実施	・ 県民児協との連携のもと、民生委員児童委員の資質向上を図るために、市町村民児協が主体となって行う各種研修会へ講師を派遣する等支援を行う。 市町村民児協の研修支援等（随時） ・ 民生委員児童委員の役職や経験年数等の階層に応じた研修を企画実施し、委員の資質向上を図る。 新任民生委員児童委員研修（地区別）、中堅民生委員児童委員研修（地区別）、主任児童委員研修（年2回）、民生委員児童委員協議会会長研修（年2回）	民生委員児童委員が各地域において地域住民の身近な相談相手・見守り役、行政とのパイプ役、民間社会福祉活動の推進役として円滑に活動が行えるよう、資質の向上と活動の活性化が図られる。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
3 災害時における危機管理体制の強化		
（１）災害時における支援体制の整備と強化		
① 市町村社協における災害に備えた危機管理体制の強化		
ア. 市町村社協災害対応マニュアル策定の推進	「市町村社協災害対応マニュアル策定の手引き」を活用し、「市町村社協災害対応マニュアル作成研修会」を開催する。 また、未策定の市町村社協への巡回訪問を行い、市町村社協におけるマニュアルの策定促進を図る。	災害対応マニュアルの策定促進と社協における災害対応力の強化につなげる。
イ. 市町村社協における災害ボランティアセンター応援担当職員の配置と養成	「県内社協災害時相互応援協定」に基づき配置された災害ボランティアセンター応援担当職員を対象とした「災害ボランティアセンター運営者等研修会」を開催し、協働型災害VCの運営とその支援に関する知識等を身につけ、スキルアップを図る。	被災地災害ボランティアセンターへの運営支援における必要な知識と技術を身につけることにより、応援担当職員としての資質向上が図られる。
ウ. 県内社協間災害時相互応援協定に基づく連絡会の開催	「県内社協災害時相互応援協定」に基づく市町村社協事務局長等連絡会を開催し、各社協における平時からの取り組み状況調査をもとに課題の共有を図るとともに、相互の支援体制について検討を行う。	平時より相互の役割分担に基づく災害時の連携・協働のあり方等を議論することにより、被災地社協への円滑かつ効果的な支援を行うことができる。
エ. 災害ボランティアセンター設置運営等への支援	本会へ市町村指導員を配置し、「災害ボランティアセンター運営者等研修会」の開催や市町村社協への訪問支援の実施等を通して、災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営ができるよう支援を図る。	平時から災害ボランティアセンター設置・運営に係る支援を行うことにより、市町村社協における災害対応力の向上が図られる。
② 災害時に備えた関係機関・団体との連携・協働の推進		
ア. 災害時における災害ボランティアセンター運営に関する関係機関との連携・協働の推進	様々な支援団体の参画のもと「災害時における災害ボランティアセンター運営に関する関係機関連絡会」を開催し、災害時に備えた県圏域のネットワークの強化及び災害時の支援に係る協定締結の促進を図る。 また、市町村圏域のネットワーク充実・強化及び市町村行政との協定締結の促進に向けた方策等を連絡会で協議し、市町村社協へ助言・情報提供を行う。	平時から各関係機関の機能や役割を共有するとともに、県との協定締結を契機に、災害時における効果的な取り組みを実施することができる。 市町村圏域における各関係機関との連携・強化の支援や協定締結を促進することで、各市町村での災害時における支援体制の推進が図られる。
③ 避難所等への福祉支援体制の拡充		
ア. 災害時福祉支援体制整備の推進	大規模災害に備え、種別協議会や専門機能団体との連携のもと災害派遣福祉チーム（DWAT）の登録者の拡大や資質向上に向けた研修を行う。 また、災害時の福祉施設における事業継続計画（BCP）策定支援に関する研修を実施し、災害時における施設利用者及び避難する要配慮者への生活支援体制の整備・強化を図る。 あわせて、「県内社会福祉施設における災害時の相互応援協定」について、沖縄県と締結に向けた協議を進める。	DWATの登録研修・スキルアップ研修により、災害時の一般避難所における要配慮者（高齢者、障害児・者、妊産婦、乳幼児等の災害時に支援が必要な者）に対する支援体制の強化が図られる。 福祉施設におけるBCP策定を支援することにより、災害時においても福祉サービスを途切れなく施設利用者へ提供することができるとともに、福祉避難所として指定されている福祉施設においては、避難する要配慮者の支援体制を強化することができる。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
④ 本会における災害に備えた危機管理体制の強化		
ア. 災害時に備えた支援体制の強化	災害発生に備え、災害担当職員を配置し、災害対策及び支援体制の強化を図る。 また、災害時の事業継続計画（BCP）の策定に向けて取り組みを推進するとともに、平常時に行うべき活動や、緊急時における事業継続のための方法や手順などを取り決める。	平時から職員の災害対応への意識を高めるとともに、災害支援活動に必要な知識及び技術の習得につなげることができる。 また、災害発生時に迅速かつ効果的な支援体制の構築が図られる。 さらに、災害時の事業の継続・早期復旧の方法や手順などを取り決めておくことで、本会の災害対応力の強化が期待できる。
（２）災害時における支援活動の実施		
① 被災者及び被災地に対する支援		
ア. 災害発生時における被災者及び被災地支援活動	災害発生時、「沖縄県地域防災計画」、「県内社協災害時相互応援協定」、「県社協災害救援マニュアル」等に基づき、被災者及び被災地社協等に対し支援活動を行う。 県外での災害については、全社協からの要請や「九州ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定」に基づき、必要な支援を行う。	被災者及び被災地社協等に対し、災害ボランティアセンターの立ち上げ支援や助成金、貸付金等を活用し、迅速かつ的確な支援活動につなげることができる。